

訴えの利益(2)

(百選「Ⅱ-184」～「Ⅱ-187」)

問題 001

土地改良事業施行の認可処分について、すでに改良事業が完了したため、本件事業施行以前の原状に回復することが、社会的、経済的損失の観点からみて、社会通念上不可能となった場合は、本件認可処分の取消しを求める訴えの利益は失われる。

001 解答：誤り

下級審はそう判示したが、最高裁は、そのような事情は行政事件訴訟法31条(事情判決)の適用に関して考慮されるべき事柄であって、訴えの利益を消滅させるものではないと判示した。(Ⅱ-184)

問題 002

再入国の許可申請に対する不許可処分を受けた者が再入国の許可を受けないまま本邦から出国した場合には、同人がそれまで有していた在留資格が消滅することにより、右不許可処分が取り消されても、同人に対して右在留資格のままで再入国することを認める余地はなくなるから、同人は、右不許可処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を失うに至るものと解すべきである。

002 解答：妥当である。(Ⅱ－185)

問題 003

土地改良事業の施行に伴い土地改良区から換地処分を受けた者が、右換地処分は照応の原則に違反し無効であると主張してこれを争おうとするときは、行政事件訴訟法36条により右換地処分の無効確認を求める訴えを提起することができる。

003 解答：妥当である。(Ⅱ－186)

問題 004

土地改良事業の施行に伴う換地処分の無効を主張するのならば、当該換地処分の無効を前提とする従前の土地の所有権確認訴訟等の現在の法律関係に関する訴えにより紛争を解決するのが適切である。

004 解答：誤り

従前の土地の所有権確認訴訟等の現在の法律関係に関する訴えは、本件紛争を解決するための争訟形態として適切なものとはいえないとした。(Ⅱ－186)

問題 005

行政事件訴訟法 36 条の「当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない場合」とは、当該処分に基づいて生ずる法律関係に関し、処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟によっては、その処分のため被っている不利益を排除することができない場合を意味する。

005 解答：妥当である。(Ⅱ－187)

問題 006

行政事件訴訟法 36 条の「当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない場合」とは、当該処分に起因する紛争を解決するための争訟形態として、当該処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟との比較において、当該処分の無効確認を求める訴えのほうがより直截的で適切な争訟形態であるとみるべき場合をも意味する。

006 解答：妥当である。(Ⅱ - 187)

問題 007

旧動力炉・核燃料開発事業団に対する原子炉施設の建設ないし運転の差止めを求める民事訴訟の提起が可能であって、現にこれを提起していることは、無効確認訴訟が行政事件訴訟法 36 条所定の要件を欠くことの根拠となり得る。

007 解答：誤り

根拠とはなり得ないとした。(Ⅱ - 187)